

第3回鳥取県二輪車安全運転コンテスト開催要綱

一般財団法人鳥取県交通安全協会
鳥取県二輪車安全運転推進委員会

1 趣旨

二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより、交通事故を防止しようとするものである。

2 主催

一般財団法人鳥取県交通安全協会
鳥取県二輪車安全運転推進委員会

3 共催

鳥取県警察本部

4 後援

鳥取県二輪車普及安全協会

5 開催日時

令和7年9月21日（日） 9：00～14：00（※小雨決行）

6 開催場所

東伯郡湯梨浜町上浅津216番地
鳥取県自動車運転免許試験場

7 日程

○ 受付（ゼッケン交付）	9：00～ 9：30
○ コンテスト順抽選	9：30～ 9：40
○ 開会式	9：40～10：00
○ コンテスト開始	10：10～12：20
○ 表彰式・閉会式	13：30～14：00
○ 解散	14：00

8 クラス別と使用車両

- (1) 原付クラス (125CC以下)
- (2) 普通二輪クラス (400CC以下)
- (3) 大型二輪クラス (400CC超)

の3クラスとする。

使用車両は、出場者の持ち込みとし、一般市販車で整備されたもの。ただし、モトクロス、ロードレース等競技車両を除く。

9 参加資格

鳥取県内に居住又は稼働する者で、それぞれのクラスの車両を運転する資格を有する者とし、次の者を除く。

- ・ 二輪車安全運転推進委員会の特別指導員及び指導員
- ・ 警察官
- ・ 自動車教習所の指導員、メーカー認定の指導員、テストドライバー及びこれに準ずる者
- ・ 過去3年以内に運転免許の取り消し、又は停止の処分（拒否、保留を含む。）を受けたことのある者、又は過去3年以内に運転免許の拒否、保留の処分に該当する違反行為をした者

- ・ 過去全国大会において個人優勝したことのある者（高校生等クラスの優勝者が一般A又は一般Bクラスに出場する場合を除く）
- ・ トライアルライセンス、モトクロスライセンス国際A級・国際B級、又は国内A級取得者並びにロードライセンス国際級取得者で本県内に居住する者

10 競技内容

- (1) 法規履行走行～法規履行走行能力とマナーを主体とした実技走行
- (2) 技能走行～競技コースで5つの実技走行
 - ア ストレートブリッジ
 - イ 極小バランス
 - ウ 応用千鳥走行
 - エ コーススラローム
 - オ コンビネーションスラローム

11 競技審査基準

競技はすべて減点方式とし、各クラス選手の持ち点は、1, 000点とする。

- (1) 法規履行走行は、持ち点500点とする。
- (2) 技能走行は、持ち点500点とする。

12 成績及び順位

- (1) 成績順位は、得点数の高い者を上位とする。
- (2) 得点数が同じ場合は、法規履行走行の得点数が高い者を上位とし、更に順位がつかない場合はコンビネーションスラロームの所要タイムの短い者を上位とする。
- (3) 成績発表は入賞者の順位に止め、細部については公表しない。

13 出場申込み

出場希望者は、9月8日（月）までに鳥取県二輪車安全運転コンテスト出場申込書に必要事項を記入し、一般財団法人鳥取県交通安全協会にFAX又はE-mailで申込みをする。

一般財団法人 鳥取県交通安全協会

TEL 0857-24-2110 FAX 0857-24-2170

E-mail info@tottori-ankyo.jp

14 表彰

- (1) 入賞者は各クラス1位から3位までとし、表彰状、副賞を贈る。
- (2) 全出場選手に参加賞を贈る。

15 注意事項

- (1) 二輪車の乗車にふさわしい服装であること。
（ライディングシューズ又はブーツ・プロテクター（肘・膝・胸部・脊椎）を必ず着用すること。）
- (2) 競技車両は、出場者持ち込みとする。
- (3) 運転免許証を必ず携帯すること。
- (4) 健康保険証、飲料水、雨具（雨天時）等を持参すること。
- (5) 本コンテスト中における事故の責任の所在は本人とする。

16 その他

参加費は無料（昼食提供）。